号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条等の期間を定める政令

内閣は、 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号

附則第二条及び第三条第一項並びに同条第二項の規定により読み替えて適用される海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十六の規定に基づき、この政令を制

定する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条及び第三条第一項並びに同条

第二項の規定により読み替えて適用される海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十六の

政令で定める期間は、五年とする。

附 則

この政令は、 平成十七年八月一日から施行する。

理 由

造契約が結ばれた一定の船舶によるふん尿等の排出等に係る経過措置について、その期間を定める必要があ

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書

の改正に伴い、

同附属書の発効前に建

るからである。